

秋田県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
主要地方道	旧	秋田岩見船岡線	秋田市檜山登町59番3地内	22.01～29.02	0.008
	新	秋田岩見船岡線	秋田市檜山登町59番3地内	22.01～22.02	0.008

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和5年8月15日（火）から同月29日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）